

上尾市訓令第 1 1 号

本 庁
出先機関

上尾市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市事務専決規程等の一部を改正する訓令
(上尾市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 上尾市事務専決規程（昭和 4 8 年上尾市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「定める課」の次に「又はセンター」を加え、同条第 7 号中「推進室長」を「課内室長」に、「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 2 項各号」に改め、「課内推進室」の次に「又は課内センター」を加える。

第 6 条第 2 項の表出先機関の長（課長相当職の出先機関の長、保育所長及び出張所長を除く。）の項中「保育所長及び出張所長」を「こども保健センター所長、保育所長及び出張所長」に改め、同表推進室長の項中「推進室長」を「課内室長」に改め、同表出張所長の項を削る。

第 1 1 条第 3 項中「推進室長」を「課内室長」に改める。

別表第 1 の 2 の項第 7 号ウ、第 9 号ウ、第 1 1 号ウ及び第 1 3 号ウ中「推進室長」を「課内室長」に改める。

別表第 2 総務部の表職員課の項第 2 号(3)、第 3 号(1)、第 5 号(1)及び第 9 号(1)中「推進室長」を「課内室長」に改める。

別表第 2 子ども未来部の表中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同表子ども支援課の項中「子ども支援課」を「こども支援課」に改め、同項の次に次のように加える。

こども家庭 保健課	1 母子保護の実施及び解除 を決定すること。		○
	2 助産の実施及び解除を決 定すること。		○

	3 母子保護及び助産の実施に係る委託料の支出負担行為及び支出命令をすること。		○
	4 児童入所施設徴取金の金額を決定すること。		○
	5 こども保健センターの休所日を変更すること。		○
	6 こども保健センターの臨時休所日を定めること。		○

別表第2 市民生活部の表市民課の項の次に次のように加える。

マイナンバー・パスポートセンター	1 個人番号カードの交付申請を受理すること。		○
	2 一般旅券発給申請等を受理すること。		○

別表第2 都市整備部の表都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課	1 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出を受理すること。		○
	2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、この法律による許可を受けたとみなされた工事に係る報告の徴収及び立入検査を行うこと。	○	
	3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発区域の面積が	○	

	1ヘクタール未満の開発行為を許可すること。		
4	都市計画法第34条第13号の規定による届出を受理すること。	○	
5	都市計画法第35条の2第1項又は第2項の規定に基づき、開発許可事項の変更を許可すること。	○	
6	都市計画法第35条の2第3項の規定による届出を受理すること。	○	
7	都市計画法第36条第2項に規定する検査済証を交付すること。	○	
8	都市計画法第37条第1号の規定による承認をすること。	自己の居住の用に供する建築物以外のもの	自己の居住の用に供する建築物
9	都市計画法第38条の規定による届出を受理すること。	○	
10	都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可をすること。	○	
11	都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可をすること。	○	
12	都市計画法第43条第1項の規定に基づき、市街	○	

	化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等を許可すること。 1 3 都市計画法第45条に規定する承認をすること。 1 4 都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可をすること。 1 5 都市計画法第58条の2第1項の建築等の届出を受理すること。 1 6 都市計画法第65条第1項の規定による建築等の許可をすること。 1 7 都市計画法第80条第1項の規定に基づき、この法律による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、必要な報告や資料の提出の要求、勧告又は助言をすること。 1 8 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定により、都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面を	○ ○ ○ ○ ○ ○ 開発許可を要しないもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ 開発許可を受けたものその他あらかじめ部長が認めたもの
--	---	--	---

	交付すること。		
19	上尾市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和48年上尾市規則第2号）第14条に規定する申請取下書を受理すること。	○	
20	上尾市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第15条に規定する工事取りやめ届出書を受理すること。	○	
21	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第6章及び附則第2条に規定する遊休土地に関する措置をすること。	○	
22	国土利用計画法に基づく土地売買等の届出に係る意見の進達をすること。	○	
23	優良宅地の認定済証を交付すること。		○
24	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項の届出を受理すること。	○	
25	公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の申出を受理すること。	○	
26	公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項の	○	

	規定による買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び買取りの協議を行う旨の通知をすること。		
	27 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第3項の規定による買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知をすること。	○	
	28 景観法（平成16年法律110号）の規定に基づき、届出の受理、勧告、命令等をする事。		○
	29 埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第46号）の規定に基づき、認定、指導、助言等をする事。		○
	30 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）第6条第1項の規定による許可をする事。		○
	31 埼玉県屋外広告物条例第17条第1項の規定に基づく措置命令をする事。	○	

別表第2都市整備部の表建築安全課の項に次の1号を加える。

17 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4の規定による管理計画の認定及び同法第5条の6の規定による当該計画の認定の更新、同法第5条の7の	○	
--	---	--

規定による当該計画変更の認定、同法第5条の8の規定による報告の徴収、同法第5条の9の規定による改善命令及び同法第5条の10の規定による当該計画の認定の取消しをすること。		
--	--	--

別表第2都市整備部の表開発指導課の項を削る。

別表第3の1の項中「出張所」を「こども保健センター及び出張所」に改め、同表2の項及び3の項中「子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改め、同表5の項を次のように改める。

5	こども保健センター	1 センターの利用を許可すること。 2 センターの利用に係る処分命令をすること。 3 センターを維持管理すること。
---	-----------	---

別表第3の7の項中「発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改め、同表9の項中「保健センター」を「健康保健センター」に改め、同表11の項及び12の項を次のように改める。

1 1	出張所	1 サブリーダーとなる職員を指名すること。 2 所属職員の事務の分担を決定すること。 3 所管の施設の使用を許可すること。 4 道路運送車両法の規定に基づく臨時運行の許可をすること。
1 2	支所	1 所管の施設の使用を許可すること。 2 道路運送車両法の規定に基づく臨時運行の許可をすること。

別表第4を次のように改める。

別表第4

課内推進室等専決事項

課内室長		事項
1	各課内推進室等共通	1 リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。

- 2 所属職員の事務の分担を決定すること。
- 3 課内室長を補佐する職員を指名すること。
- 4 所属職員の年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号並びに会計年度任用職員勤務時間規則第16条第3項第2号に規定するものを除く。）を承認すること。
- 5 所属職員の時間外勤務命令をすること。
- 6 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例による場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。
- 7 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例による場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。
- 8 所属職員の旅行命令をすること。
- 9 所属職員について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
- 10 次に掲げる会計年度任用職員の服務等に関すること。
 - (1) 通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を認定すること。
 - (2) 会計年度任用職員勤務時間規則第14条

		第 2 項の規定による病気休暇を承認すること。 (3) 介護休暇及び介護時間を承認すること。 (4) 会計年度任用職員勤務時間規則第 5 条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第 10 条においてその例によるものとされた勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定による代休日の指定をすること。 (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。 (6) 身分、給与、在職その他の証明をすること。 (7) 職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条の規定により職務に専念する義務を免除すること。 1 1 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、通達等のうち軽易なものをすること。 1 2 通知書、督促状、請求書、申請書、届出書、照会書、依頼書、回答書等を受理すること。 1 3 公文書の公開決定等をする事。 1 4 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をする事。
2	ゼロカーボン推進室長	1 報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費、扶助費及び公課費に係る支出負担行為及び支出命令をすること。

		2 需用費（修繕料に限る。）、工事請負費又は原材料費に係る支出負担行為のうち1件130万円以下のものをする事。 3 前2号に規定する歳出科目以外の歳出科目に係る支出負担行為のうち1件100万円未満のものをする事。 4 第2号に規定する歳出科目以外の歳出科目に係る支出命令のうち1件1,000万円未満のものをする事。 5 収入の調定をする事。 6 収入の納入通知をする事。
--	--	---

（上尾市職員服務規程の一部改正）

第2条 上尾市職員服務規程（昭和49年上尾市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表2の項中「課長」を「課等の長」に、「子ども家庭総合支援センター所長 発達支援相談センター所長」を「こども発達センター所長」に改め、同表6の項中「子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター、出張所及び西貝塚環境センター」を「こども発達センター及び西貝塚環境センター並びに出張所」に改め、同表7の項中「課の」を「課等の」に、「課長」を「課等の長」に改め、同表10の項及び11の項を次のように改める。

10	課内推進室等の長	当該課内推進室等が所属する課等の長
11	課内推進室等の職員（当該課内推進室等の長を除く。）	所属する課内推進室等の長

第2条第3項中「課内推進室」を「課内推進室等」に、「第3条第2項」を「第3条第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（昭和59年上尾市規則第11号）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この規程において「課等」とは、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第3条第1項各号に定める課等をいう。

（上尾市庁舎防火管理規程の一部改正）

第 3 条 上尾市庁舎防火管理規程（平成 5 年上尾市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 3 条第 1 項に定める課」を「第 3 条第 1 項各号に定める課等」に改める。

第 6 条第 4 項中「子ども未来部長」を「こども未来部長」に改める。

別表第 1 (1)本庁舎の表 5 階・行政棟の部倉庫（行 5－1）の項及び相談室の項中「子ども家庭総合支援センター」を「こども家庭保健課」に改める。

（上尾市職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正）

第 4 条 上尾市職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成 2 1 年上尾市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表子ども支援課に勤務する職員の項中「子ども支援課」を「こども支援課」に改め、同表子ども家庭総合支援センターに勤務する職員の項を削り、同表子育て支援センターに勤務する職員の項の次に次のように加える。

こども家庭保健課に勤務する職員	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの範囲内で別に定める時間）	4 週間について 8 日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8 日以上）とし、業務の実情に応じて所属長の定める日	1 時間とし、その割振りには所属長が定める。
-----------------	---	--	------------------------

別表市民課に勤務する職員の項の次に次のように加える。

マイナンバー・パスポートセン	同上	同上	同上
----------------	----	----	----

ターに勤務する 職員			
---------------	--	--	--

（上尾市行政文書管理規程の一部改正）

第 5 条 上尾市行政文書管理規程（令和 6 年上尾市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「定める課及び同項第 2 項に定める課内推進室」を「定める課等及び同項第 2 項各号に定める課内推進室等」に改める。

別表第 1 子ども支援課の項を次のように改める。

こども支援課	こ支
--------	----

別表第 1 子ども家庭総合支援センターの項を削り、同表子育て支援センターの項の次に次のように加える。

こども家庭保健課	こ家保
----------	-----

別表第 1 発達支援相談センターの項を次のように改める。

こども発達センター	こ発
-----------	----

別表第 1 証明書発行センターの項の次に次のように加える。

マイナンバー・パスポートセンター	マセ
------------------	----

別表第 1 開発指導課の項を削る。

別表第 3 発達支援相談センターの項を次のように改める。

こども発達センター	こども発達センター所長
-----------	-------------

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の上尾市事務専決規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じる事案に係る決裁（同規程第 2 条第 1 号に規定する決裁をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。
- 3 第 5 条の規定による改正後の上尾市行政文書管理規程別表第 1 の規定は、施行日以後に行う行政文書（上尾市公文書管理条例（令和 6 年上尾市条例

第 2 号) 第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。) の收受又は発送について適用し、施行日前に行う行政文書の收受又は発送については、なお従前の例による。